

～特別児童扶養手当制度について～



5 手当を受けている方の届け出および請求

次のような届け出（請求）が必要です。忘れずに子育て健康課に届け出てください

①所得状況届	毎年8月11日から9月10日までの間に届け出て、支給要件の審査を受けます。この届けを出さないと、8月以降の手当が受けられません。なお、2年間届け出をしないと資格がなくなります。
②受給資格喪失届	受給資格がなくなったときに出します。
③額改定（増額）請求書	対象児童が増えたとき、障がいの程度が重くなったときに出します。
④額改定届（減額）	対象児童が減ったとき、障がいの程度が軽くなったときに出します。
⑤受給者死亡届	受給者が死亡したときは、戸籍法の届け出義務者が出します。
⑥変更届	氏名、住所、金融機関の口座などを変更したときに出します。
⑦振込先口座申出書	振込先金融機関の口座を変更するときに届け出ます。
⑧証書亡失届 兼 再発行請求書	手当証書を破損したり汚したりなくしたときに出します。
⑨再認定請求書	認定の期限が定められ、その期限が到達したときに診断書を添えて出します。この請求書を出さないと、その期間は手当が受けられません。

※届け出の用紙は、子育て健康課にありますので、印鑑を持参のうえ、お申し出ください。





桑名天然温泉
元気村 さとの湯

ホームページを新設しました! ⇨ <http://www.satonoyu.co.jp/kuwana.html>

かけ流し天然温泉と
美味しい食事、
疲れたときや
お友達とのんびり
したいときなど…

桑名市福岡町471-1
☎0594-21-5170
伊勢湾岸道「湾岸桑名IC」下りすぐ

個別に王道はない

だから、一人一人をいつも大切に見つめています

全学年・全教科指導

小学生 ▶ 学ぶ楽しさを!
中学生 ▶ 目指せ希望校入学
高校生 ▶ 確実な進路

定期試験対策はバッチリ!
毎回、一人一人と目標を立て
希望内容・日時に対策授業を
無料で実施します。

無料体験学習、随時受付いたします

個

有料広告掲載欄

**個別指導
明進学院**

桑名校 ☎0594(23)6291 富士ビル5F
富田校 ☎059(363)3111 フレスポ富田2F
富洲原校 ☎059(363)6007 近鉄川越富洲原駅前